

# 研究活動の不正防止行動計画

## 1 目的

この行動計画は、「長野県工業技術総合センターの研究コンプライアンス対応規程」（令和元年11月29日制定）に基づき、長野県工業技術総合センター（以下「センター」という。）における「研究活動に係る不正行為」及び「公的研究費の取扱いに係る不正行為」を未然に防止する具体的活動を定め、研究活動の信頼性と公正性を確保することを目的とする。

## 2 基本方針

- (1) センターは「長野県工業技術総合センターの研究コンプライアンス対応規程」第4条の行動規範に基づき、公的研究機関として研究活動の信頼性と公正性を確保する重要性を認識し、不正行為を起こさない環境づくりに努める。
- (2) センターは研究倫理を含むコンプライアンス（以下、「研究コンプライアンス」という。）教育を推進し、高い倫理観と自己規律をもった研究者の育成を行うとともに、研究活動及び公的研究費の不正行為に対して厳しく対処する。
- (3) センターは研究活動の公正性及び公的研究費の適正な運営管理について社会的説明責任を果たせる体制を整える。

## 3 不正防止に係る管理運営体制

センターにおける「研究活動に係る不正行為」及び「公的研究費の取扱いに係る不正行為」の防止と、不正行為の通報等に組織的に対処するため、別図の管理運営体制により、迅速かつ的確な取組みを行う。

## 4 研究活動に係る不正防止に向けた重点事項

- (1) センター研究者は、研究データや根拠の信頼性の確保に十分留意し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為及び研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいと認められる行為を行わない。
- (2) センター研究者は、研究により得られたデータ等の保存・管理・開示においては、長野県の文書管理及び情報公開・個人情報保護の諸規程に基づき適正に行うとともに、既発表データの利用基準、著作権等について注意し、共同研究組織や学会等の慣行ルールを遵守する。
- (3) 研究を指導する立場にある者は、研究活動に係る不正が起きないように、指揮下にあるセンター研究者に対し、定期的な教育を行うとともに、研究者として守るべき研究コンプライアンスが理解・習得できるよう指導に努める。

## 5 公的研究費の取扱いに係る不正防止に向けた重点事項

- (1) 長野県職員として県の服務・財務・事務・旅費・契約等の諸規程及びセンターが定めた規則等と、研究に係る事業要領等に定められた助成条件や運用ルールを遵守する。

(2) 発注・納品・検収に係る運用の適正化

不正な発注・納品を防止するため、物品の発注者と検収者の分離、納品確認の実施、購入物品の管理把握を実施する。

(3) 適正な取引

取引業者との癒着を防止するため、取引状況の記録管理と適正な業者選定の確認を行う。

(4) 適正な契約・支払

諸規定に基づいた契約と支払の手続きを行うため、契約日と支払開始日の整合性（事前着工留意）、業者に対する未払防止、特定業者や時期の集中回避などを徹底する。

(5) 研究雇用職員の勤務実態の確認

支払区分と勤務実態が乖離しないよう、作業日誌・出勤簿を作成し業務内容を確認する。特に、競争的資金の研究課題では、課題名を明記し、研究担当者に加え担当部長が確認する。

(6) 旅費の事実確認

出張の実態と旅費支払いが乖離しないよう「内部事務総合システム」による旅行命令と確定精算、その他複命書等の証拠書類を確認する。学会・シンポジウム等への出席の場合は、大会要旨や配布資料などを添付し、該当課題と関連する内容であることを担当部長が確認する。

(7) 関係者の意識向上

公的研究費の執行に係る関連規程の周知徹底を図るため、研究課題に係るセンター研究者の研究コンプライアンス研修会等の受講を徹底する。

(8) モニタリングの実施

公的研究費の適正な会計管理・執行のため、研究コンプライアンス推進責任者と研究コンプライアンス副責任者はモニタリングを実施する。

(附則) この行動計画は、令和元年12月10日から施行する。

(附則) この行動計画は、令和2年4月1日から施行する。

不正防止に係る管理運営体制

